

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当たるときは、翌日が休日)

告

示

鳥取県告示第八百六十五号

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律(昭和三十二年法律第四十一号)第十四条の三第一項の規定に基づき、被爆者一般疾病医療機関を次のとおり指定したので、原子爆弾被爆者の医療等に関する法律施行規則(昭和三十二年厚生省令第八号)第二十二条において準用する同規則第十二条の規定により告示する。

昭和五十七年九月三日

鳥取県知事 平林鴻三

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
松田内科医院	倉吉市宮川町一九〇	昭和五十七年八月三十日

鳥取県告示第八百六十六号

計量法(昭和二十六年法律第二百七号)第一百四十九条の規定に基づき、鳥取市に所在する計量器の定期検査を次のとおり実施するので、同法第一百四十三条の規定により告示する。

昭和五十七年九月三日

鳥取県知事 平林鴻三

一 計量法第百四十二条各号に掲げる計量器

実施期間 実施場所

昭和五十七年十月四日から
昭和五十八年三月三十一日まで

当該計量器の所在の場所

栃木県下都賀郡の区域

鳥取県知事 平 鴻 三

二 計量法第百四十二条各号に掲げる計量器以外の計量器

実施期間 実施場所

昭和五十七年 午前十時から
十月四日 正午まで

鳥取市 烏取市賀露公民館

午後一時から
午後三時まで

鳥取市 湖山公民館

午前十時から
午後三時まで

鳥取市立日進小学校

午前十時から
午後三時まで

鳥取市立日進小学校

午前十時から
午後二時まで鳥取市農業協同組合
中ノ郷支所午前十時から
午後三時まで

鳥取市立日進小学校

午前十時から
午後二時まで

鳥取市立日進小学校

鳥取県告示第八百六十八号

昭和五十七年七月鳥取県告示第六百七十二号（豚等の移入の禁止について）は、廃止する。

昭和五十七年九月三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

三

鳥取県告示第八百六十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり香取土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があつたので、同条第十七項の規定により告示する。

昭和五十七年九月三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

三

豚コレラ予防に関する規則（昭和二十六年七月鳥取県規則第四十五号）

第一条の規定に基づき、豚、その死体又は豚コレラの病原体をひろげるおそれがある物品の移入を禁止する区域を次のとおり指定する。

退任した役員の氏名及び住所

理事 吉田 堅一 西伯郡大山町豊房二〇五一ー三九

3 昭和57年9月3日 金曜日

鳥 取 県 公 報

第5388号

石原 賢	二〇五二一六四
井上 静雄	二〇五三一四
岡村 守雄	二〇四六一四四
大林 光雄	名和町大字加茂三二八九
監事	中山町駿河内八〇四一二
登倉 寿一	大山町豊房二〇五二一九〇
鈎谷 安範	中山町高橋一〇三五
森近 計雄	二〇四六一一一
就任した役員の氏名及び住所	中山町高橋一〇三五
理事 吉田 堅一	西伯郡大山町豊房二〇五一一三九
石原 賢	二〇五二一六四
井上 熊太	二〇五一一四一
井上 静雄	二〇五三一四
岡村 守雄	二〇四六一四四
大林 光雄	名和町大字加茂三二八九
登倉 寿一	中山町駿河内八〇四一三
鈎谷 安範	大山町豊房二〇五二一九〇
監事	二〇四六一一一
森近 計雄	中山町松河原一四六五一一
竹内 武雄	任期四年
昭和五十七年八月十二日就任	任期四年

鳥取県告示第八百七十号

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり大鴨土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があつたので、同条第十七項の規定により告示する。

昭和五十七年九月三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

退任した役員の氏名及び住所

理事 山本 寿雄	倉吉市鴨河内二五二〇一一
鈎谷 信好	二〇八四
石賀 堅治	福山二三四
石田 正二	石塚二四七
安井 一郎	上吉川一三八一一
蓑原 久雄	三一九
藤井 茂	蔵内七八一一
楠本 哲夫	三五一
笠見 次男	小鴨八七
高田 晃	中河原三七九一二
米田 刚	六〇五
山本 辰夫	北野五二一一一
浅田 和之	生田四一六一七
永田 利治	福守町五六五一一
上山 正	秋喜一四四

昭和五十七年八月八日退任

昭和57年9月3日 金曜日

鳥取県公報

就任した役員の氏名及び住所

理事	山本 寿雄	倉吉市鴨河内二五二〇一一
濱谷 信好		二〇八四
石賀 堅治		福山二三四
石田 正二		石塚二四七
安井 一郎		上古川一三八一
蓑原 稔		八〇
藤井 茂		蔵内七八一一
楠本 哲夫		小鴨三五一
森 利明		中河原五九〇一三
中野 元位		四〇四
山本 辰夫		北野五二一一
浅田 和之		生田四一六一七
藤井 信雄		西倉吉町一六〇一二
永田 利治		福守町五六五一一
上山 正		秋喜一四四
昭和五十七年八月九日就任 任期三年		

昭和五十七年九月三日

鳥取県知事 平 林 鴻

退任した役員の氏名及び住所

理事	中西 和衛	鳥取市岩倉二七一
岩本 優一		立川町三丁目三六七
監事	中村 義光	立川町三丁目三六七
阪下 孝実		大村二二三
山田 竹雄		一九五
中村 義光		一八一
岩城 多喜治		岩倉一九三一一
湯本 治郎		立川町五丁目一七三
昭和五十七年四月十四日退任		
理事	中西 和衛	鳥取市岩倉二七一
岩本 優一		四六四
監事	中島 広幾	三九二
阪下 孝実		二九六
岩城 彰		卯垣二五二
馬渕 光義		立川町五丁目八二一三
高取 実		

三

鳥取県告示 第八百七十一号

就任した役員の氏名及び住所

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次とのおり乙堰土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があつたので、同条第十七項の規定により告示する。

監事	増岡 定夫	二二一八
"	阪下 孝実	"
"	山田 竹雄	一九五
"	中村 義光	一八一
岩城多喜治	"	"
湯本 治郎	立川町五丁目一七三	
昭和五十七年四月十五日就任	任期三年	

岩倉一九三一

鳥取県告示第八百七十二号

昭和五十七年七月三十日付けで江府町から申請のあつた土地改良（尾上原地区農道舗装）事業計画については、審査した結果適當と認めたので、

昭和五十七年四月十五日就任 任期三年

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十七年九月三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

- 一 縦覧に供する書類
- 二 縦覧に供する期間
- 三 縦覧に供する場所

土地改良事業計画書及び条例の写し	昭和五十七年九月三日
縦覧に供する期間	昭和五十七年九月四日から二十一日間
縦覧に供する場所	江府町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

地区農道整備）事業計画については、審査した結果適當と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

鳥取県告示第八百七十三号

昭和五十七年九月三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

- 一 縦覧に供する書類
 - 二 縦覧に供する期間
 - 三 縦覧に供する場所
 - 四 異議の申出
- 利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第八百七十四号

昭和五十七年七月十六日付けで赤崎町から申請のあつた土地改良（安田地区暗きよ排水）事業計画については、審査した結果適當と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十七年九月三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

- 一 縦覧に供する書類
土地改良事業計画書及び条例の写し
- 二 縦覧に供する期間
昭和五十七年九月四日から二十一日間

- 三 縦覧に供する場所
赤崎町役場

- 四 異議の申出
利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

- 一 縦覧に供する書類
土地改良事業計画書及び条例の写し
- 二 縦覧に供する期間
昭和五十七年九月四日から二十一日間
- 三 縦覧に供する場所
赤崎町役場
- 四 異議の申出
利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第八百七十五号

昭和五十七年七月二十三日付けで赤崎町から申請のあつた土地改良（別所地区ため池等整備）事業計画については、審査した結果適當と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項

昭和五十七年九月三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

- 鳥取県告示第八百七十六号
- 昭和五十七年七月十三日付けで北条町から申請のあつた土地改良（北条（江北）地区農道整備と農業用排水を一体としたもの）事業計画については、審査した結果適當と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十七年九月三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十七年九月三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

三

- 一 縦覧に供する書類
土地改良事業計画書及び条例の写し
- 二 縦覧に供する期間
昭和五十七年九月四日から二十一日間
- 三 縦覧に供する場所
北条町役場
- 四 異議の申出
- 利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。
- 鳥取県告示第八百七十七号**
- 昭和五十七年六月二十二日付けで用瀬町から申請のあつた土地改良（赤波地区農道整備）事業計画については、審査した結果適當と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。
- 昭和五十七年九月三日
- 鳥取県知事 平 林 鴻 三
- 一 縦覧に供する書類
土地改良事業計画書及び条例の写し
- 二 縦覧に供する期間
昭和五十七年九月四日から二十一日間
- 三 縦覧に供する場所
日吉津村役場
- 四 異議の申出
- 利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。
- 一 縦覧に供する書類
土地改良事業計画書及び条例の写し
- 二 縦覧に供する期間
昭和五十七年九月四日から二十一日間
- 三 縦覧に供する場所
用瀬町役場
- 四 異議の申出
- 利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第八百七十九号

昭和五十七年六月二十八日付けで溝口町から申請のあつた土地改良（旭（福吉）地区ほ場整備）事業計画については、審査した結果適当と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次とのおり告示する。

昭和五十七年九月三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第八百八十一号

鳥取県知事 平 林 鴻 三

第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次とのおり告示する。

昭和五十七年九月三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

鳥取県告示第八百八十一号

鳥取県知事 平 林 鴻 三

三

二 縦覧に供する期間

昭和五十七年九月四日から二十一日間

鳥取県告示第八百八十一号

鳥取県知事 平 林 鴻 三

三

三 縦覧に供する場所

溝口町役場

鳥取県告示第八百八十一号

鳥取県知事 平 林 鴻 三

三

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第八百八十一号

鳥取県知事 平 林 鴻 三

三

鳥取県告示第八百八十号

昭和五十七年七月十三日付けで溝口町から申請のあつた土地改良（富江（大坂大成）地区農業用用排水）事業計画については、審査した結果適當と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二

昭和五十七年九月三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

三

鳥取県告示第八百八十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第一百十三条の二第一項の

規定に基づき、次とのおり土地改良事業の工事を完了した旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

9 昭和57年9月3日 金曜日

鳥取県公報

第5388号

土地改良事業の名称	工事完了年月日	届出者
天神野地区ほ場整備事業	昭和五十七年一月三十一日	倉吉市
茶屋・笠木（大内谷上井手）地区農業用 用排水事業（懸日谷上井手）地区農業用 用排水事業	昭和五十七年三月十日	日南町
花口地区農道整備事業	昭和五十七年一月三十一日	"
菅沢地区農道整備事業	昭和五十六年十一月三十日	"
	昭和五十六年十二月二十日	"
	"	"
	"	"

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び三朝町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第八百八十三号

公有水面の埋立ての免許の出願があつたので、公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第三条第一項の規定により、次のとおり告示する。

その願書及び関係図書は、この告示の日から起算して三週間鳥取県農林水産部漁港課及び中山町役場に備え置いて公衆の縦覧に供する。

昭和五十七年九月三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

三

一 出願人の名称、代表者の氏名及び住所

御崎漁港管理者 鳥取県 鳥取県知事
平林鴻三

鳥取市東町一丁目二二〇

二 埋立区域

西伯郡中山町大字御崎字濱五九一地先公有水面

三 (一) 位置

西伯郡中山町大字御崎字濱五九一地先公有水面

四 (二) 区域

次の各地点を順次に直線で結んだ線及び8の地点と1の地点とを直線で結んだ線により囲まれた区域

1の地点 御崎漁港防波堤灯台（北緯三五度三分四一秒 東経一三三

- 三 解除予定に係る保安林の所在場所
- 二 保安林として指定された目的
- 一 解除の理由

度(三五分三六秒)から二五三度二〇分二一・七〇メートルの地点
 点

2の地点 1の地点から一二度二〇分四・七〇メートルの地点
 3の地点 2の地点から一〇七度一一分二〇・一〇メートルの地点
 4の地点 3の地点から六二度四一分九・一〇メートルの地点
 5の地点 4の地点から一〇二度三七分四〇・三〇メートルの地点
 6の地点 5の地点から一九二度二〇分〇・一五メートルの地点
 7の地点 6の地点から一〇二度二〇分二・八〇メートルの地点
 8の地点 7の地点から一九二度二〇分八・五〇メートルの地点

(二) 面積 四九三・三九平方メートル

三 埋立てに関する工事の施行区域

(一) 区域 西伯郡中山町大字御崎字濱五九一地先公有水面及び陸地

次の各地点を順次に直線で結んだ線及びカの地点とアの地点とを直線で結んだ線により囲まれた区域

アの地点 御崎漁港防波堤灯台(北緯三五度三一分四一秒東經一三三度三五分三六秒)から二一九度一一分五二・一〇メートルの地点
 ブの地点 イの地点 アの地点から三二七度一九分二八・三〇メートルの地点
 ウの地点 イの地点から二八二度二〇分一・一〇・〇〇メートルの地点
 エの地点 ウの地点から一二度一〇分六〇・〇〇メートルの地点
 フの地点 エの地点から一〇二度二〇分二四〇・〇〇メートルの地点
 オの地点 エの地点から一〇二度二〇分二四〇・〇〇メートルの地点

カの地点 オの地点から一九二度二〇分八〇・〇〇メートルの地点

(三) 面積

一六、八五一・六〇平方メートル

四 埋立地の用途

漁港施設用地

五 出願年月日

昭和五十七年八月五日

鳥取県告示第八百八十四号

土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、同法第二十六条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十七年九月三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

- 一 起業者の名称
 郡家町
- 二 事業の種類
 郡家町民集会施設及びゲートボール場建設事業
- 三 起業地
 収用の部分 郡家町大字万代寺字ハサマ地内
- 2 使用の部分なし

四 土地収用法第二十六条の二の規定による図面の縦覧場所

郡家町役場

鳥取県告示第八百八十五号

河川区域の変更により、次のとおり廃川敷地が生じたので、河川法施行令（昭和四十年政令第十四号）第四十九条の規定により告示する。

その関係図面は、鳥取県土木部河川課及び鳥取県根雨土木出張所に備え置いて縦覧に供する。

昭和五十七年九月三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 河川の名称

日野川水系に係る一級河川小江尾川

二 廃川敷地が生じた年月日

昭和五十七年九月三日

三 廃川敷地の位置

日野郡江府町大字江府字上北平一一一三地先から同大字字下宮殿九

四十四地先まで

四 廃川敷地の種類及び数量

土地 一、〇一七・〇五平方メートル

鳥取県告示第八百八十七号

昭和五十年六月鳥取県告示第五百二十七号（鳥取県指定金融機関、鳥取県指定代理金融機関及び鳥取県収納代理金融機関の店舗の名称等について）の一部を次のように改正し、昭和五十七年九月六日から施行する。

鳥取県告示第八百八十六号

河川区域の変更により、次のとおり廃川敷地が生じたので、河川法施行令（昭和四十年政令第十四号）第四十九条の規定により告示する。

その関係図面は、鳥取県土木部河川課及び鳥取県倉吉土木出張所に備え置いて縦覧に供する。

昭和五十七年九月三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 河川の名称

勝田川水系に係る二級河川矢筈川

二 廃川敷地が生じた年月日

昭和五十七年九月三日

三 廃川敷地の位置

東伯郡赤崎町大字大父字坊主田四九地先から同大字字林ノ前一二三一

二地先まで

四 廃川敷地の種類及び数量

土地 一、一七九・九四平方メートル

昭和五十七年九月三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

第三号の表の株式会社鳥取銀行の項中

倉吉東支店 倉吉市堺町二丁目

目 [] を 倉吉東支店 倉吉市下田中

に改め、同表の株式会

社扶桑相互銀行の項中

田園町支店 倉吉市田園町四丁目

を 田園
御弓

町支店	鳥取市田園町四丁目
鳥取市御弓町	

に改める。